

1. 2015年版 ISS 議決権行使助言方針（抜粋）

ISS: Institutional Shareholder Services

(1) 資本生産性 (ROE) 基準の導入

➤ 取締役選任に関する基準

過去5期の平均の自己資本利益率 (ROE) が5%を下回る企業の経営トップに反対推奨。

ただし、直近の会計年度の ROE が5%以上で ROE が改善傾向にある場合には、反対推奨しない。

(2) 取締役会構成基準の厳格化

➤ 取締役選任に関する基準

平成28年2月より、取締役会に複数名の社外取締役がない企業の経営トップに反対推奨。

ただし、CGC に沿った判断を行う。

(3) 監査等委員会設置会社への対応

➤ 定款変更に関する基準

監査等委員会設置会社への移行は、原則として賛成推奨。ただし、委員会設置会社から監査等委員会設置会社への移行は個別判断する。

➤ 取締役選任に関する基準

監査等委員会設置会社においては、監査等委員である社外取締役が ISS の次の独立性基準を満たさない場合は、反対推奨。

①会社の大株主である組織において、勤務経験がある

②会社のメインバンクや主要な借入先において、勤務経験がある

③会社の主幹事証券において勤務経験がある

④会社の監査法人において勤務経験があった

⑤コンサルティングや顧問契約等の重要な取引関係が現在ある、もしくは過去あった

⑥親戚が会社に勤務している

➤ 配当の取締役会授権に関する定款変更

監査役設置会社は、一律反対推奨。監査等委員会への移行時及び監査等委員会設置会社は、原則賛成推奨（配当に関する株主提案権が除外されない場合に限る）。

監査等委員ではない「それ以外の社外取締役」については、ISS の独立性基準を満たさない場合にも、それを理由として反対推奨することはないとしている。

2. 2015年版グラスルイス議決権行使助言方針（抜粋）

（1）取締役の独立性判定

- 過去3年以内に、次に該当する場合等に独立性のない取締役と判定。
 - ①当該会社の議決権を10%以上保有（間接保有を含む）する場合
 - ②当該会社の主要借入先である場合
 - ③株式持合い先の業務執行者である場合
 - ④候補者個人と当該会社の取引関係により、候補者の受取額が年間200万円を超える場合
 - ⑤候補者が業務執行者である法人と当該会社の取引関係により、当該法人の受取額が年間400万円を超える場合
 - ⑥その他候補者が業務執行者である法人と当該会社の不動産取引、商取引等の取引高が、いずれかの連結売上高の1%を超える場合

（2）監査役設置会社における役員選任ポリシー

- 2つの基準のうち、独立性のある社外取締役の員数が多い方の基準を満たさない場合、会長（会長を置かない場合または会長選任議案が総会の目的事項ではない場合は、最高経営責任者を含む最も上席の取締役会メンバー）に反対推奨。
 - ①最低2名の独立性のある社外取締役がいること
 - ②取締役の20%が独立性のある社外取締役で構成されていること
（取締役会の構成員数ごとに①②の基準適用）

（3）監査役会に関するポリシー

- ①過半数が独立性のある社外監査役で構成されていない場合、社内監査役、非独立社外監査役に反対推奨。
- ②当該会社の株式を20%以上保有（間接保有を含む）する候補者に反対推奨。

（4）委員会設置会社における役員選任ポリシー

- 取締役に関するポリシー
少なくとも取締役会の3分の1が独立性のある社外取締役で構成されていない場合、社内取締役、非独立社外取締役に反対数章。この場合、指名委員会の委員長にも反対推奨。
- 3委員会（指名・報酬・監査）に関するポリシー
各委員会については、過半数が独立性のある社外取締役で構成されていない場合、社内取締役、非独立社外取締役に反対推奨。
指名・報酬・監査各委員会についての判断基準については省略

（5）出席率に関するポリシー

- 取締役会または委員会の出席率が75%未満の取締役、または監査役会の出席率が、75%未満の監査役に反対推奨。

（6）監査等委員会設置会社の役員選任ポリシー

- 次の2つの基準を満たさない場合、会長（会長を置かない場合または会長選任議案が総会の目的事項ではない場合は、CEO）及び社内取締役、非独立社外取締役に反対推奨。
 - ①少なくとも取締役会の3分の1が独立性のある社外取締役であること
 - ②監査等委員会は、少なくとも3名で構成され、うち過半数が独立性のある社外取締役であること